

大悲願寺文書調査報告

(一)

遠藤廣昭

はじめに

大悲願寺には、多摩地域の真言宗の中心寺院にふさわしく、数千点にのぼる聖教文書類が所蔵されている。ここでは宗教上興味ある史料を中心に、前回『みずくらいど』7号)に引き続いていくつかを紹介させていただこうと思う。今回は便宜上、大悲願寺関係と福生(真福寺)関係に分けている。

I 大悲願寺関係

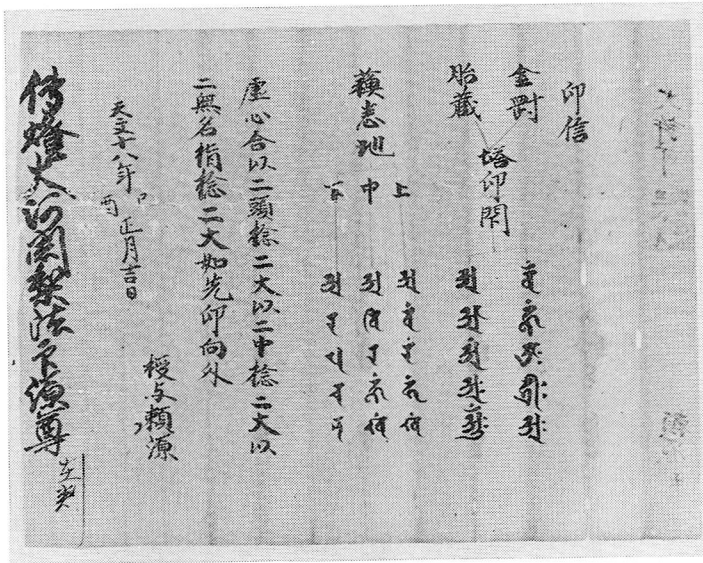
まず聖教類である。大悲願寺には多数の真言經典や注釈書などの教義の解釈に必要な書籍や巻物類が所蔵されている。これらは、近世の書写本・版本・書写巻類が中心で、

内容的には、真言教学を要約できる程の良質な典籍・次第類である。その奥書により相伝の形態と共に、僧侶間の交流の一端を窺い知ることのできるものであるが、現段階では調査不十分であるので、所蔵されることのみを記しておくに止めたい。

次に印信・繪旨・口宣案・補任状などについてみたい。

印信は真言密教の法流伝授に関わる証明書で、真言密教の系譜の伝承者であることを許可する証明書である。ここでは、いずれも法印源尊から頼源に授与された一〇通の印信を紹介したい。

その一〇通とは三宝院流印信で、いずれも写であるが「大許下」「血脉相承初」「血脉相承二」「血脉相承三」「瑜祇理灌頂」「唯授一人大事」「最極手印」「附法状」「座主灌頂



天文 18 年 (1549) 大許下印信 (大悲願寺文書)

口決」が一包紙に一括されている。この中で「大許下」の印信が天文一八年(一五四九)正月吉日に授与されたもので一番古く、他の九通はいずれも、永禄五年(一五六二)七月一日に授与されている。源尊は、大悲願寺の過去帳によれば、同寺の一世であり、講堂の本尊不動明王の造立をなし、永禄一年(一五六八)七月五日に寂している。法流伝授された頼源は、源尊の弟子と思われるが、同寺の住持にはみえない。しかし、青梅金剛寺(青梅市)所蔵の「灌頂文要集」や「三宝院伝法灌頂聞書」の奥書(『東京都の文化財』一)に、大行寺(秋川市)の住持として頼源の名がみえ、付法の後、末寺である大行寺の住持になったものと考えられる。

この他、文禄五年(一五九六)八月一日に龍海より大悲願寺一三世海誉(寛永一年一月三日寂)に伝授された印信や、寛文九年(一六六九)五月三日に、宝雄から一三世養遍(延宝六年一月二日寂)へ伝授された松橋流印信など多数が所蔵されており、大悲願寺住持の法流を知る上で貴重である。

綸旨・口宣案は、正親町天皇より天正三年(一五七五)九月三日に大悲願寺一二世源鏡(文禄三年六月二六日寂)に出された綸旨が最も古く、これに、後陽成天皇から同寺一三世海誉に出された、文禄四年(一五九五)一月二〇日

文祿5年(1596)後陽成天皇口宣案
(大悲願寺文書)



文祿4年(1595)後陽成天皇繪旨
(大悲願寺文書)



の繪旨、同五年(一五九六)三月一三日の「叙法印」の口宣案がこれにつぐものである。これら繪旨や宣旨は天皇から出されるものであり、江戸時代までは、繪旨等をもろうことは寺院にとって極めて名譽なことであったことが、現在とちがうところである。なお、これらの料紙は反古を漉き返した宿紙を用いたので灰色をしている。

僧侶の僧階の辞令ともいべきものが、補任状である。大悲願寺には多数所蔵されるが、一三世海誉の補任状をみると慶長一七年(一六二二)六月の一月の間に、権少僧都・権大僧都・法印の辞令が出されている。これからみるとすくなくとも江戸時代初期には、これら僧階の昇進はかなり形式化していたであろうことがわかる。

次に法度であるが、これは、真言宗寺院並びに僧侶の規式を定めたものである。有力本寺である大悲願寺には、四通の法度の写と、「根嶺一派御朱印式目全」として、慶長一八年(一六一三)の関東新義真言宗法度以降の諸法度を留書したものがある。この中で注目されるのは、天正六年(一五七八)二月一二日の、根来山談議所法度の写である。

真言宗の現存する法度では、この根来山談議所法度が古く、永祿・天正の両度に出されている(『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書』II、解説「史料編、一五頁」)。とすると、これは二番目に古い天正期のものとして貴重である。端裏書によ

れば、この法度は一三世海誉が写したものである。

『福生市史資料編^{中世}』(以下『資料編』と略す)の中で、大

悲願寺を中心とした真言宗寺院の動向を明らかにする史料として、大悲願寺の過去帳を収録した。この過去帳は二四世如環が書写したものであることはその折に述べたが、その基となったと思われる「古過去帳」を調査できた。この過去帳は『資料編』に収録した過去帳と体裁は同じであるが、欄外等の細かな註記はなく、その記載は如環によるものであったことが明らかとなった。これにより、収録した過去帳の史料的价值が問われるものではないが、今後比較検討等、詳細な分析が必要であろう。

この他、延享二年(一七四五)九月の「本末寺院御改記」は、大悲願寺末寺の分布や、その由緒等を知る上で貴重であるし、「万記録」は、多摩地域の庶民生活を知ることのできる史料でもある。

以上、ここでは大悲願寺関係史料のほんの一部を紹介させていたいただいた。

II 福生(真福寺)関係

熊川真福寺は、近世にはいると大悲願寺の末寺となる。

江戸幕府は寺院統制の一貫として本末制度を確立し、末寺は本寺の統制下におかれたのであった。このような関係が

ら、本寺である大悲願寺には真福寺から差出された文書等が所蔵されることとなるのである。

『資料編』には、真福寺関係の文書等を多数収録したが、この度の調査でもこれに関連する史料をみいだすことができたので、その中の一部を紹介してみたい。

「大衆金剛不空真実三摩耶經^(三摩耶)」、これは「般若理趣經」ともいうが、その奥書に次のような記載がある。

此理趣經者高野山中院之御房從龍光院秀尊^(秀尊)禾上授与誓^(阿)舜^(阿)梨^(阿)舜^(阿)又附属^(阿)采^(阿)運^(阿)訖

去慶長始歲福生邑真福寺^(中興)。開山源清阿闍梨於高野山救法之砌接足采運和尚此一巻頂戴而授于弟子海盛從師匠

盛公受濟養今自於真福寺転住本寺節納金色山宝庫焉

この奥書より、「理趣經」は、高野山龍光院(和歌山県伊都郡高野町)の秀尊より誓舜に授与され、誓舜はこれを采運に授与している。そしてさらに、慶長元年(一五九六)に、福生村(熊川村の異なりか)真福寺の中興開山である源清が、高野山に救法登山の折、采運より頂戴し、それを弟子海盛に授け、海盛は真福寺転住にあたり大悲願寺に納めるといふ経過をたどっていることがわかる。

源清は、大悲願寺の過去帳によれば、慶長一八年(一六一三)一月一三日に京都大仏智積院で寂している。その行状は不詳であったが、この奥書より、慶長元年に高野山へ

救法登山していることがわかる。また、「真福寺（註）開山源清阿闍梨」とある。真言宗の本末関係は法流本末であり、法流相承して初めて本末の関係を維持でき、中世以来の本末関係は近世初期に大幅な変更を余儀なくされるという（埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書Ⅱ、解説、史料編、一五頁）。とすれば、源清が「中興開山」と認識されているところから、真福寺は源清代より大悲願寺の法流を相承し、本末関係を結ぶこととなったと考えられるのである。

次の史料は、宝永五年（一七〇八）七月、大悲願寺より真言宗江戸四箇寺の一つ真福寺へ出された書状の案文である。長文であるが全文を紹介したい。

乍恐以書付を奉窺候事

一拙寺門徒檜原村長福寺旦那ニ満藏寺ニ申者古来本山之山伏ニ而御座候、然ルニ、是ハ拾六年以前元禄六年癸酉迄ハ愚院門徒熊川村覚円坊真福寺支配之山伏ニ而御座候得キ、唯今者木曾村達藏院ニ申山伏之支配ニ罷成候由、此段者左ニ書付差上可申候、然ルニ右満藏寺山伏儀、当七日ニ死去仕候処ニ、菩提長福寺方江無沙汰ニ而、木曾村達藏院并衆中間山伏共集会仕廻向委取送申候、依之長福寺任不得其意早速愚院方江以書付（越以）申述候ハ、前方満藏寺親山伏迄長福寺ヲ導師相勤申処ニ紛無御座候、此度無沙汰其上達藏院導師葬（葬）礼相勤候段如何可仕哉と

申趣候、且又先年門徒覚円坊真福寺先達職相勤候節者、支配之山伏ニ而御座候得共、右葬（葬）礼等之儀相構不申候由、彼是不得其意難差置候間、満藏寺悴光明院方江使僧を以右之次第所存如何与相尋候所ニ、光明院山伏返答仕候者、尤前々長福寺御廻向請候得共、拾六ヶ年以前ヲ天台本山山伏之一流者自心引導ニ而御座候間、死去之節者修驗中間寄合取置可申致評儀連判置候間、別而菩提寺者不求置候与申候、然共加様之儀一切様子不存候間、於為念使僧又候差越、彼ノ村ノ宗門帳面吟味仕其上光明院方ノ一札取置申候、此一札之写別紙ニ差上申候間、御内説（内説）之上御差図被仰付可被下候、

一右書面ニ拾六ヶ年以前迄者愚院門徒覚円坊真福寺支配之山伏等与申候儀者、拙寺先師源鏡上人之弟子覚円与僧者柚井之半沢坊本山修驗先達之親類ニて有之候所ニ、其頃天正（八）庚寅年八王子城主北条陸奥守殿没落之刻、柚井半沢坊儀も討死仕候由、右覚円房儀親類之由を以源鏡上（致添簡）人取立之、聖護院御門跡様江（何年）御継目并入峯等為相勤候而、先達職之御補任為致頂載、夫ノ修驗職支配仕来候而、正印与申迄六代、年数六拾余年也、（其之内六代迄之）僧延宝二（在）甲寅年種々謀斗を申企、覚円坊儀大悲願寺門徒ニ而無御座候由、寺社御奉行所迄申上候、其節者御奉行衆小笠原山城守殿・戸田伊賀守殿双方被

召寄御^(吟味)裁訴之上、大悲願寺門徒ニ而先達職兼帶仕来リ

候段紛無御座候由^(御裁訴之上)被仰付、彼ノ正印儀ハ御追放ニ被仰

付候、其後^(又)三代程過増春と申住持 御門跡様江御繼目

并入峯等為相勤申候、其後此僧貧之故入峯遲滞仕候得

者、為御科失先達職被御放候と申触候、何方江歟逐電

仕候、依之先達職十六ヶ年以來中終之内、木曾村達蔵

坊と申山伏、今程先達職支配仕候由承及申候、然共、

先年被下置候御補任諸証文等ハ于今門徒覺円坊真福寺

所持仕罷在候、右乍恐前後為御了簡書付差上申候、以

上、

宝永五年子 七月

武州多摩郡横沢

大悲願寺

真福寺様

御役者中

この書状案は、宝永期以前における多摩地域の修験の動向を知ることのできる史料である。また、天正一八年（一五九〇）以降の覺円坊の由緒や、先達職の移動等をかたる史料として、これまでの覺円坊関係史料とあわせて、検討されるべきものである。

この他、真福寺関係の史料として、天明元年（一七八二）一月の「法流相統願状」や、天保一〇年（一八三九）一月の「真福寺諸入用勘定帳」、嘉永六年（一八五三）七月の「真福寺什物改之帳」など近世後期の史料多数をみいだ

すことができた。

以上簡単ではあるが二回にわたり、大悲願寺の調査報告をさせていただいた。さきの資料集編纂にあたり、また、その後の調査においても、快よく史料を拝見させていただいた大悲願寺住職加藤章雄氏には、この場をかりて感謝申し上げます。これに報いるためにも一層の研鑽を重ねてゆくつもりである。

（えんどう・ひろあき 福生市史中世調査員 大田区在住）